



令和7年8月27日 14:00
資料配布

兵庫陸運部 輸送部門

路線バス事業者に対する警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して調査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：みなと観光バス株式会社（法人番号：6140001002604）

営業所名：本社営業所（兵庫県神戸市東灘区向洋町東1丁目4）

2. 詳細

違反の概要

令和7年7月11日、131系統アジアワンセンター停留所11時00分発のバスにおいて、停留所に掲示された時刻よりも前に発車させていた。

行政処分等

令和7年8月27日付け、近畿運輸局長名による警告

違反条項

早発の禁止違反（再違反）

（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第12条）

配布先
兵庫県政記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 担当：木原、高倉 （電話）078-453-1104 「音声案内5」